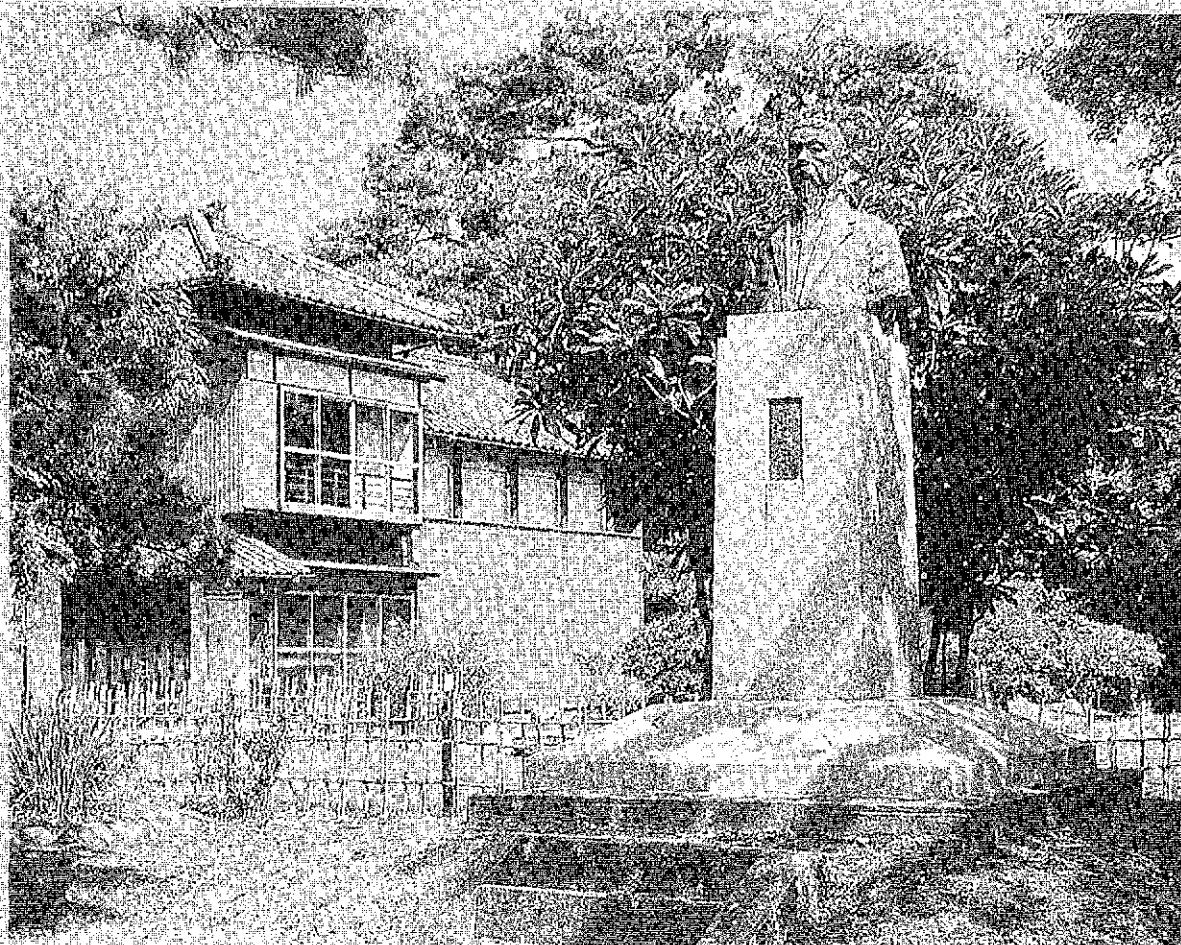


新潟県

公民館月報 6

平成13年6月号 通巻第580号



表紙 大竹邸記念館
(中之島町公民館)

特集 著作権制度の概要報告III

視 点 「子育て」応援し隊!!

ひろば わが村の「心の教育」寸感

サークル交流 話の泉 (長岡市公民館)

三美会 (3B) (村松町公民館)

素顔拝見 佐藤克也さん (村上市)

望月志伸さん (妙高村)

第1回理事会・評議員会開催

平成13年度 基本方針・重点事業

第43回関プロ公民館研究大会の準備体制確立

◆基本方針

- (1) 上部組織との連携・強化
- (2) 職員の資質向上
- (3) 情報提供事業の充実
- (4) 県公連の体質強化
- (5) 第43回関プロ大会の準備

◆重点事業

- ① 関係上部組織との連携・強化(全公連、関プロ公連)
- ② 研修事業の充実(上・中・下公連研修)
- ③ IT化時代への対応
- ④ 自己財源確立のための努力
- ⑤ 大会準備事務局体制の確立

下公連評議員会開催

- ◇平成13年5月15日(火)
- ◇新潟市中央公民館
- ◇審議内容
- (1)平成12年度事業報告並びに決算報告

- (2)平成13年度役員異動の確認

- (3)平成13年度事業計画(案)

- ・評議員会・役員研修会

- (4)平成13年度予算(案)

- (5)各都市公連情報交換(会議及び研修計画について)

- ・なお県公連から、平成14年開催の関プロ大会の協力要請。

関プロ理事会開催さる

- ◇平成13年5月31日(休)～6月1日(金)
- ◇長野市 ホテル国際21

- ◇審議内容

- (1)平成13年度事業計画(案)及び予算(案)について

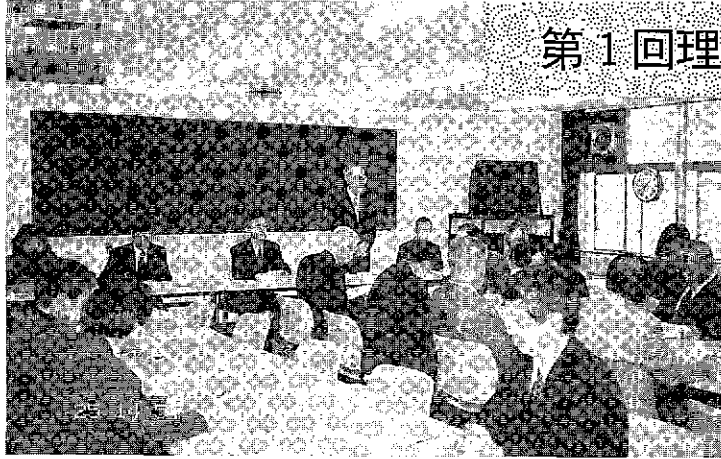
- (2)第24回全国公民館研究集会兼第42回関東甲信越静公民館研究大会について

- (3)平成12年度関東甲信越静地区被表彰者の推薦について

- (4)全公連、理事、ブロック代表等の推薦、確認について

- (5)全公連50周年記念式典への協力について

- ◇大会会場視察、ビッグハットアリーナ、県民文化会館等



5月25日(金)県公連第1回理事会(午前)・評議員会が、新潟市中央公民館で開催された。全評議員のうち27人が出席で会議は成立。来賓は、県生涯学習推進課長古川和止様をはじめ三人の方をお迎えして定刻に開催。議長に、相田考助氏を選任、議事に入った。

◇審議内容

一、平成12年度会務報告並びに歳入歳出決算についての承認。

二、平成13年度基本方針・重点事業と事業計画案並びに歳入歳出予算案の承認。

三、第52回県大会について

四、第43回関東甲信越静公民館研究大会(新潟大会)の準備について

五、第24回全国公民館研究集会兼第42回関東甲信越静公民館研究大会(長野市)並びに全公連創立50周年記念式典(東京都)への参加要請について

いづれも原案どおり承認。

◇報告・連絡事項

(1)県公連優良公民館、永年勤続表彰の推薦について

(2)公民館月報の原稿執筆割当てについて

(3)新潟県公民館五十年誌の販売について

◇情報交換

○各都市公連持ち寄り資料の説明がなされた。

なお、今回は関プロ大会準備委も兼ねて新潟市各地区公民館長も、出席された。

『新潟県公民館五十年誌』完成!!

実践事例集 地域づくりと公民館

社会教育学級等における

学習計画立案の手順と方法

元横浜国立大学教授 吉川 弘著

公民館月報(個人購読大歓迎) 定価1部150円 年共・年極 1,800円

申込先 ☎951-8053 新潟市川端町2-9 県林業会館内 県公民館連合会事務局 FAX025-224-6073

A4版 300ページ

3,000円

A4版 88ページ

500円(送料実費)

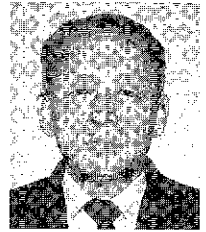
B5版 44ページ

500円(送料実費)

今春の人事異動に伴う役員・月報編集委員退任のことば

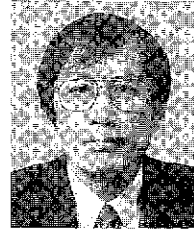
今春の人事異動により2名の役員・委員の方が退任されることとなりました。退任にあたって下記の項目でおことばをいただきました。

1. 異動内容、異動先
2. 在任中印象に残ったこと
3. 退任にあたって贈ることば



前評議員
前編集委員
岩崎 圭吉

1、任期満了、在任四期八年、昭和四三年、長い間の看板



前評議員
前編集委員
倉島 健

1、定期異動、豊栄市役所保健福祉課室長

公民館から脱けだして独立の公民館ができたときの大きな喜びを想いだし乍ら、その公民館が解体されるのを見ていたとき、

3、めまぐるしく変る社会の中で多様化されている住民の心の把握こそ大切、そして公民館の使命を果たして欲しい。

2、記念すべき新潟県公民館連合会創立五十周年記念誌の刊行に当たり、編集委員を仰せ付かりました。時には真剣に、時には和気あい／＼で作業が進みました。多くの皆さまから購読していただいたと思います。

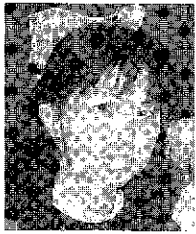
3、公民館活動のご発展を！！

視点

夫の転勤で、小千谷から新潟へ来た時、学生時代と違い、なんて孤独な街なんだろうと

感じていた。

夫は、監督として弱小チームながらも甲子園をめざして、家



『子育て』応援し隊!!

竹内 範子

「そもそもカンパニー」というグループを立ち上げ、情報誌を作ったり、公民館の家庭教育学級に参加し、悩みを共有していくうちに、子育て中のネットワー

きてくれ、私の方が、涙がでるほど嬉しかったのを覚えている。その時のことが忘れられず、私も公民館の保育者や親子遊びの指導者になり、また、我

庭に関わる時間も少なく、年子を含む3人の子どもと向き合う毎日、つらくてつらくて仕方がなかった。そんな時、親子サークルで出会った仲間と

また、母子分離は初体験だったが、講義が終わって保育室に子どもを迎えに行くと、「ママ」と笑顔で走って

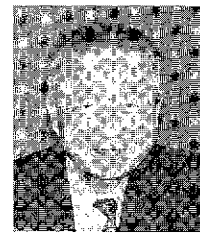
が子の成長と共に幼児期・児童期の家庭教育の連携をお手伝いする機会に恵まれ、私も子どもも育ててもらい、見る景色も人との関わりも、自分次第で楽しくなることを実感した。

そんなふうに、子育て中に会った人たちは私の宝物であり、今度は私たち世代が、「子育ての楽しさ」を伝え、応援していけたらいいと思っ

(新潟市親子あそび指導者)

わが村の「心の教育」寸感

弥彦村公民館運営審議会委員 安光 正



平成十年度も終る頃、第一回村教育問題懇談会が開

催された。

十一年度から「心の教育」推進事業を、積極的に取り組む旨の説明があった。

年々増加している子どもたちの非行と凶悪化、更に、低学年に広がりを見せている。都会のことと思っ

ば

全校民の皆さんから、「子どもたちの心の教育」の在り方について、関心を寄せてもらうことからスタート。

主な事業だけでも、初年度八つ、十二年度七つが実行されている。この中で私は最も感動した事業で、映画「稚内発、学び座ソラーンの歌が聞こえる」の上映と講演会であった。

る

校内暴力で荒れていた北海道稚内南中学生たちが「踊り」で立ち直った、という実話をもとに製作された映画である。また、その学校長大久保先生の講演。

ひ

最後まで踊るのは自分との闘いだ。学校再生の夢を求めて学ぶ姿、その努力が絵った実例である。「南中ソラーン」が学校の伝統行事となり、全国民謡民舞大会で見事全国一の総理大臣賞に輝いたことは、まさに、禍を転じて福となした偉業である。

まず、「広報やひこ」を通じ全村家庭に、次の五つの運動を呼びかけている。①「おはよう」・「こんにちは」②家事の一部を手伝う「責任感」・「自立心」をはぐくむ③「ガマン」と「忍耐」④「良い」こと、「悪い」こと、の区別⑤子育てなど、親の悩みなど話し合う場づくり。

子どもたちにとって、いくつかの事業で体験し、見たり、聞いたりして、感動し、夢と希望が湧いたものと思う。その心を自分の努力で育ててほしい。

の概要報告Ⅲ

地区著作権セミナーより

より抜粋報告

は制限されないことに注意を要します (第50条)。

なお、これらの規定に基づき複製されたもの (第30条の規定により複製されたもの及び映画の著作物の複製物を除く。)は原則として譲渡により公衆に提供することができます (第47条の3)。また、これらの規定に基づき複製されたものの利用 (第30条、31条、44条、45条及び47条の2に係る利用の場合を除く。)に当たっては、原則として出所の明示をする必要があることに注意を要します (第48条)。

さらに、これらの規定に基づき複製されたものを目的外に使うことは禁止されています (第49条)。

○私的使用のための複製 (第30条)	家庭内で使用するために、著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要となる。なお、①公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器 (注1) を用いて複製するとき、②技術的保護手段 (注2) の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行うときは許諾が必要となる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。
○図書館等における複製 (第31条)	政令 (施行令第3条の3) で認められた図書館に限り、一定の条件 (注3) の下に、①利用者を提供するための複製、②保存のための複製等を行うことができる。コピーサービスについては翻訳して提供することもできる。
○引用 (第32条)	①公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。(注4) ②国等が行政のPRのために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌に転載することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの限りでない。
○教科用図書等への掲載 (第33条)	学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載することができる。ただし、著作権者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。
○学校教育番組の放送等 (第34条)	学校教育の目的上必要と認められる限度で学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校教育番組用の教材に著作物を掲載することができる。ただし、著作権者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。

(Q2) 個人的に使うのであれば、貸レコード店などでコピーしてもらってもかまいませんか。

(A2) 著作権法は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、ビデオ店にある店頭ダビング装置など、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いる場合を除き、自由に他人の著作物を複製して使用することができることを定めています。ただし、デジタル方式の録音録画機器等を用いて録音録画を行う場合には、著作権者、実演家及びレコード製作者に対し補償金の支払いが必要になります。(現在、その支払の方法は、録音録画機器等にあらかじめ補償金を上乗せする形がとられています。)

○学校その他の教育機関における複製 (第35条)	教育を担任する者は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。ただしドリル、ワークブックの複製や、放送番組のライブラリー化など、著作権者に経済的不利益を与えるおそれがある場合には許諾が必要。複製が認められる範囲であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。反復使用しないこと。
○試験問題としての複製 (第36条)	入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製できる。ただし、営利目的の模範試験などのための複製の場合には、著作権者への補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳もできる。
○点字による複製等 (第37条)	点字によって複製することができる。また、点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設では、もっぱら視覚障害者向けの貸出し用として著作物を録音することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
○営利を目的としない上演等 (第38条)	①営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる。ただし、出演者などに報酬を支払う場合は許諾が必要となる。 ②営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金をとらない場合は、CDなど公表された著作物の複製物を貸与することができる。ただし、ビデオなど映画の著作物の貸与については、政令 (施行令第2条の2) で定められた視聴覚ライブラリー等に照られ、さらに、著作権者に補償金を支払わなければならない。
○時事問題に関する論議の転載等 (第39条)	新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論議は、利用を禁ずる旨の表示がない限り、他の新聞、雑誌に掲載したり、放送したりすることができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
○政治上の演説等の利用 (第40条)	①公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き、方法を問わず利用できる。 ②議会における演説等は、報道のために利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
○時事の事件の報道のための利用 (第41条)	著作物に関する時事の事件 (例ピカソの絵画事故、ヒット、ミリオンセラー曲) を報道するために、その著作物を利用する場合、又は事件の過程において著作物が見られ、若しくは聞かれる場合にはその著作物を利用できる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
○裁判手続等における複製 (第42条)	①裁判の手続のためや、②立法、行政上の内部資料として必要な場合には、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。

(Q1) 百科事典や文学全集のような逐次刊行物の保護期間については、どのように考えればよいのですか。

(A1) 逐次刊行物(一部分ずつが発行され、一定期間内に完成されるもので、通常、終期が予定されているもの)の著作物については、その最終部分の公表をもって当該著作物の公表とされます。したがって、それが無名・変名の著作物あるいは団体名義の著作物等である場合、その保護期間は、当該著作物の最終部分が公表された時から50年間となります。

なお、継続すべき部分が直近の公表の時から3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたものうち最終部分が公表された時から50年間となります。

※ 3月号からの続き

6. 著作権の保護期間

(1) 保護期間とは

著作権や著作隣接権などの著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており(注)、この期間を保護期間といいます。

これは、作者者に権利を認め保護することは大切なのですが、独占的排他的な権利を無期限に付与することは、著作物の円滑な利用を妨げることになりかねないことから、一定の期間の経過した著作物については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由利用できるようにし、もって文化の発展に寄与しようとする目的から設けられたものです。

(注) 著作者人格権は一身専属の権利とされているため(第59条)、著作者が死亡(法人の場合は解散)すれば権利も消滅することとなりますが、著作者の死後(解散後)においても、原則として、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています(第60条)。

(2) 現行著作権法の保護期間等について

① 原則

保護期間は、著作者が著作物を創作したときから始まり、原則として著作者の生存間及びその死後50年間です(第51条)。

② 例外

著作物の種類	保護期間
○無名・変名(周知の変名は除く)の著作物 (第52条)	公表後50年(死後50年経過が明らかであれば、その時点まで)
○団体名義の著作物 ○映画の著作物 (第53条~第54条)	公表後50年(創作後50年以内に公表されなかったときは、創作後50年)

③ 保護期間の計算方法(第57条)

計算方法を簡単にするため、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算します。例えば、手塚治虫さんの著作物は、手塚さんが平成元年(1989年)に亡くなりましたから、平成2年(1990年)1月1日から起算して、平成51年(2039年)12月31日まで保護されます。

④ 著作権の存続している我が国の著作物

現在まで著作権が存続している著作物を考えるに当

特集

著作権制度

平成12年度関東甲信越静

基本的事項のみ著作権テキスト

たっては、旧法下の保護期間の規定が関連してきます。

旧法下では、原則的な著作物の保護期間は、著作者の生存間及び死後30年間でしたが、昭和37年(1962年)以来4回にわたり改正・延長され、最終的には、次のように保護期間が定められていました。

著作物の種類	保護期間
① 実名の著作物	生前公表…死後38年 死後公表…公表後38年
② 無名・変名の著作物	公表後38年
③ 団体名義の著作物	公表後33年
④ 写真の著作物	発行後(未発行の場合は創作後)13年
⑤ 映画の著作物	獨創性あり①~③による獨創性なし(ニュース映画など)写真と同じ

イ 昭和32年(1957年)以降に創作された著作物

(3) 条約により保護すべき著作物の保護期間について

① 原則

ベルヌ条約上及び万国著作権条約上の保護は、外国人の著作物についても自国民と同等の保護を与える内国民待遇の原則によっています。

したがって、原則として、条約上保護義務を負う著作物の保護期間は、我が国の著作権法の仕組みによることとなります。

② 外国人の著作物の保護期間の特例(省略)

7. 許諾なく著作物を利用できる場合

著作権法では、一定の例外的な場合に著作権を制限して、著作権者に許諾を得ることなく利用できることを定めています(第30条~第47条の3)。

これは、著作物を利用するときは、いかなる場合であっても、著作物を利用しようとするたびに、著作権者の許諾を受け、必要であれば使用料を支払わなければならないとすると、文化的所産である著作物の公正で円滑な利用が妨げられ、かえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないためです。

しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また、著作物の通常の利用が妨げられることのないよう、その条件は厳密に定められています。また、条約上も、このような利用は例外的な場合のみ認められることとされています。

なお、著作権が制限される場合でも、著作者人格権

(Q3) 学校向け教材を授業で使うために無断で複製してもよいのですか。

(A3) 法第35条では、学校その他の教育機関における複製を一定の範囲で認めています。

その要件は以下のとおりです。

- ① 複製を行う者は、教育を実際に担当する者であること
- ② 授業の過程での使用を目的とすること
- ③ 著作権者の利益を不当に害さないこと

したがって、これらの要件に合致するかどうかをその利用に当たって検討することとなります。例えば、ワークブック等の副教材やコンピュータ・プログラムなど本来であれば一人一部ずつ購入すべき教材について、児童数だけ複製することは、上記の③の要件を満たさないこととなります。

(Q4) 出所の明示とは何ですか。

(A4) 権利制限規定によって、著作権者の許諾を得ることなく、自由に著作物を利用できる場合があることは既に述べましたが、引用、教科書への掲載、点字による複製等一定の利用方法については、誰の著作物を利用しているか明らかにすることが法律上要求されています(第48条)。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題号、著作者名及び出版者名などを明示しなければなりません。なお、本条の違反行為には、罰則が適用されます(第122条)。

4 面より

著作権制度の概要報告Ⅲの 2

○放送事業者等による一時的固定 (第44条)	放送事業者又は有線放送事業者は、放送のための技術的手段一時的録画等として、著作物を一時的に固定することができる。
○美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (第45条)	美術の著作物又は写真の著作物の原作品の所有者等は、その作品を公に展示することができる。館内だけに限る。
○公開の美術の著作物等の利用 (第46条)	屋外に設置された美術銅像、建築物の著作物や建築の著作物は、方法を問わず利用できる(列外あり)。
○美術の著作物等の展示に伴う複製 (第47条)	美術の著作物の原作品等を展示する者は、観覧者のための解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載することができる。
○プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の2)	プログラムの所有者は、自ら電子計算機コンピュータで利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。

(注1)

○自動複製機器

ビデオデッキ等、複製の機能を有し、その機能に関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器を指しますが、当分の間、文献複写機等、もっぱら文書又は図画の複製のための機器を除くこととなっています(附則5条の2)。

(注2)

○技術的保護手段

電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止をする手段のことで、現在広く用いられている技術的保護手段としては、

- ① 音楽CDなどに用いられている、デジタル方式の複製を一代のみ可能とする技術 (SCMS [Serial Copy Management System])
- ② 映画のDVDなどに用いられる、デジタル方式の複製を「複製禁止」「一代のみ可能」「複製自由」の三とおりにより抑制する技術 (CGMS [Copy Generation Management System])
- ③ 映画のビデオテープ等に用いられる、複製をしても鑑賞に堪えられないような乱れた画像とするようにする技術 (疑似シンクパルス方式 (いわゆるマク

ロビジョン方式)) があります。

(注3)

○図書館等が複製サービスをする際の注意事項

- ① 複製行為の主体が図書館等であること
- ② 営利を目的としない事業として複製すること
- ③ 図書館等が所蔵している資料を用いて複製すること
- ④ コピーサービスの場合には、i 利用者の求めに応じ、ii 利用者の調査研究の目的のために、iii 公表された著作物の iv 一部分 (発行後相当期間を経過し、通常の販売経路による入手が困難となった定期刊行物に掲載された一つの著作物についてはその全部も可) を一人につき一部提供するための複製であること
- ⑤ 保存のための複製の場合には、汚損の激しい資料等の複製に限ること
- ⑥ 他の図書館への提供のための複製の場合には、絶版等一般に入手することが困難である資料の複製を求められたものであること

(注4)

○引用における注意事項

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- ① 他人の著作物を引用する必然性があること
- ② かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
- ③ 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること (自分の著作物が主体)
- ④ 出所の明示がなされていること (第48条)
(参照：最判昭和55年3月28日「パロディー事件」)

月報2月号(第576号)、3月号(第577号)の特集で報告・紹介して参りました『著作権制度の概要』も、今回の第580号で終了させていただきます。いろいろと難しい面がありますので、文化庁の著作権テキストより抜粋し報告いたしました。

サークル交流

話は最大の コミュニケーション

話の泉(長岡市)

こんにちは、話の泉です。今年度で20周年を迎えることが出来ました。

会員数54名、20代・60代と幅広く男女ほぼ同数。学習は毎月第1、2、3水曜日。4月4日に新会員12名を迎え、学習が「アエイウエオアオ カケキクケココロ」の口の体操から始まりました。

「人前でアからずに楽しく話したい」「発声・発音をきれいに」「自分を大切にしたい」気持ち



は一緒のようです。学習では、話題・言いたい部分が出ているか・センテンスは短くしているか・話し方の個性が出ているかを基本に年間のカリキュラムに添っての勉強です。

私の模擬披露(ほぼ結婚披露宴に近い模擬)・課外学習(県内外歴史風物学習)・文化祭のような泉コレクション(趣味の自慢作品展示)で一日楽しい親睦の機会を持っています。近年気薄な人間関係になりがちな社会ですが、話の泉では顔と顔を向き合ってお互いの表情を見ながら、うなずき合って楽しく学習しております。

(同会 会長 名地 秀行 記)

愉しき健康法

3B体操——三美会(3B)

今や「人生八十年時代」心も体も「健康」が一番の希いです。

健康体操3Bとの出会いは、指導者齋藤節子先生が新潟市より当地へ転居を契機に三年前にサークルが誕生しました。

3Bとはボール・ベル・ベルターの三種類の手具で素敵な音楽に合わせながら体を動かす健康法です。シルクロードのゆっ



たりした曲のストレッチャから、速いテンポのお祭り音頭、タンゴのリズムやケ・セラセラ……音楽は様々ですが、体の動きはヨーガやエアロビクスも入りま

す。先生のピチピチした美しい動きに魅せられながら動作を覚える事より、その時々曲に乗ってマイペースで愉しんでおります。時間半の体操の後は、心地よい汗と疲れで心身共にリフレッシュ——気分も爽快です。

現在は会員35名程、五グループで一年毎の当番制です。大ホールの空きがなく月二回ですが白主活動で頑張っています。

主婦の健康は家族の幸せに通じます。皆様の健康を願いつつ、

(村松町 三美会員 田代 正子 記)

村上市岩船地区公民館

主事 佐藤克也 さん

平成12年4月に、上下水道課から異動してきた佐藤克也君を紹介いたします。

社会教育、公民館関係の部署は初めての経験です。

風貌から受ける印象は、ちよつと気難しいような、話しかけにくいような感じですが(失礼?) 見かけとはうらはら



に、持ち前の体力と、明るさで地区の運動会始め、文化

妙高村公民館

主査 望月志伸 さん

昨年四月から公民館担当をしております望月志伸と申します。

公民館担当が一人なので自己紹介となりました。

小さな町村の担当者には理解頂けると思いますが、アレもコレも掛け持ちをしていますので、右往左往している内に、アツ

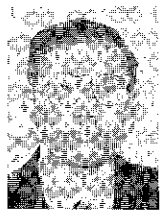
という間に一年が過ぎてしまいました。(泣き言)この間、公民館事業を立派にやってきたという自信は、当然ありません。これから先も、綱渡りのような仕事っぷりで、住民から不安な目

素顔拝見

祭等の事業を精力的にこなしています。2年目にして4館ある地区公民館のまとめ役として、リーダーシップを遺憾なく発揮しています。

仕事を離れると、野球、バスケットとスポーツ万能選手でもある。酒量も体格に比例(失礼?) するんでしょうか。これまた堂々の上位にランクイン確定であります。

先般、待望の2世(長男)が誕生し、ますます仕事にもみがかかかってきたようです。(村上市中央公民館 布施 隆 記)



で見られることでしょう。私生活でも、学童から壮年までの軟式野球と、高校野球の審判員をしています。公民館行事と野球の審判で、休日にも家に居ることがなく、カチャちゃんには「家は母子家庭だ」と叱られています。

こんな私ですが、皆様からの暖かいご指導をお願いいたします。また、審判員を決してヤジらないようお願いいたしました。話らない自己紹介をしました。

